（別紙１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長　殿（補助の場合）

宇宙戦略基金事業部長　殿（委託の場合）

住所

名称

代表者名

宇宙戦略基金　事前着手申請書

　宇宙戦略基金「（技術開発テーマ名）」について、事前着手実施要領に定める条件を承諾し、下記のとおり当該技術開発課題の事前着手を申請します。

記

１　技術開発課題名

２　事前着手が必要な理由

３　事前着手する予定の経費詳細

*例：研究開発に従事する者の人件費*

*外注費（〇〇の調達等、具体的に記載ください）*

*（再）委託費（連携機関（〇〇社）との（再）委託契約の開始）*

４　着手予定日（採択日以降とする）

　　令和　　年　　月　　日

【事前着手実施要領（条件抜粋）】

（補助の場合）

ア　交付決定時、補助対象経費の一部が減額される場合があること。（当該減額部分は自己負担となること。）

イ　事前着手申請が承認された場合であっても、補助金の交付決定がされない場合があること。

ウ　機構の事由により補助金の交付決定がされない場合には、別途、承認された事前着手申請書に記載した経費を対象とする交付決定及び額の確定がされる場合があること。

エ　事前着手申請の承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められないこと。

オ　その他事前着手から交付決定までの期間における諸条件は、補助金取扱要領に定めるところによるものとする。

（委託の場合）

ア　委託契約締結時、契約金額の一部が減額される場合があること。（当該減額部分は自己負担となること。）

イ　事前着手申請が承認された場合であっても、委託契約の締結がされない場合があること。

ウ　機構の事由により委託契約の締結がされない場合には、別途、承認された事前着手申請書に記載した経費を対象とする委託契約の締結及び額の確定がされる場合があること。

エ　事前着手申請の承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも委託対象経費として認められないこと。

オ　事前着手予定日を適用日として委託契約を締結すること。

カ　その他事前着手から委託契約締結までの期間における諸条件は、委託契約書（案）に定めるところによるものとする。